

会

則

日
研
み
ず
ほ
ク
ラ
ブ
支
部

みずほクラブへら鮎会々則

第一條 名称

- 一、本会はみずほクラブへら鮎会と称し、日本へら鮎釣研究会に所属（みずほクラブ支部）する純然たる趣味団体である。
- 二、本会の連絡事務所は会長委属の所に置く。

第二條 目的

- 一、本会はへら鮎に関する一切の研究並びに会員相互の親睦を図り、人格の向上とへら鮎界の進展に寄与し、併せて釣場及び魚属保護に貢献するを目的とする。
- 二、本会はスポートマンシップを以って行動し、本会の品位保持を旨とし、一般つり人の模範たるべきことを信条とする。このため左に掲げたる行為をなしたる時は、役員会の決議により除名以下の処分をすることができ、または会の趣旨に反動し、破損的言動をなす行為。
- 三、本会に共同の利益及び目的を阻害する行為。
- 四、不正行為に甚だしく反したる行為。

第三條 組織

- 一、本会は正しいへら鮎釣愛好者にして、本会の趣旨に賛同したる者をもって組織する。
- 二、本会の行事及び会計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終わる。
- 三、本会則の変更は原則として総会に於いて出席者の半数以上の賛成により行う。

第四條 行事

- 一、本会は前条の目的を達成するため、次の行事を行う。
原則として、毎月五日。但し日曜祭日の時は原則として翌日とする。

- 二、大会の例
- 三、大会の例
- 四、大会の例

第五條 会費

- 一、会費は会則及び役員会の決議事項に従うものとする。
- 二、本会に入会を希望するものは本会の趣旨に賛同し、会員二名以上の保証を得て「入会誓約書」を提出の上、役員会の審議承認を要するものとする。
- 三、会員として本会を退会せんとする者は保証人に連絡の上、会員証、制帽及びバツヂ（本会及び日研バツヂ）を添えて退会届を役員会に提出する。
- 四、会員は月例会に出席し、月例会に参加しなければならぬ。
- 五、再放流すること。愛護と増殖を図る精神に基き、釣魚の取り扱いに意を注ぎ必ず堀へら鮎の密漁乱獲を防止する本旨に従い、これをもって営業する「釣り堀」への入場は禁止する。
- 六、会員は自らの労働ありたる者は、役員会の決議により表彰することができる。
- 七、本会には功労ありたる者は、役員会の決議により表彰することができる。
- 八、本会には功労ありたる者は、役員会の決議により表彰することができる。

特 別 規 定

- 一、 月例釣合等で本会が正式に運転を依頼したとき生じた当該自家用車の損害
- 二、 生見舞金の支出
- 三、 生指定場所は審査委員会の指定の帰還場所までの間とする。
- 四、 生指定場所は審査委員会の指定の帰還場所最高五〇〇〇円まで支出
- 五、 生指定場所は審査委員会の指定の帰還場所最高五〇〇〇円まで支出
- 六、 生指定場所は審査委員会の指定の帰還場所最高五〇〇〇円まで支出